

鳥取縣公報

第八百二十一號

昭和十二年四月二十八日

水曜日

告示

○鳥取縣告示第二百七十一號

家畜傳染病豫防法第七條ニ依リ「トリコモナス」ニ因ル牛ノ傳染性流産豫防ノ爲左ノ區域内ニ於テ飼養スル牝牛ニシテ妊娠百日以内並不妊ノモノ（分娩セシモノ及未ダ種付セザルモノニシテ近ク種付セントスルモノヲ含ム）及種牡牛ノ檢診左記ノ通施行ス但檢診合格證有效期限内ノモノヲ除ク依テ該牛ノ所有者又ハ管理者ハ檢診合格證ヲ携帶ノ上指定ノ日時及場所ニ牽付檢診ヲ受クベシ

昭和十二年四月二十八日

鳥取縣知事 立田清辰

五月十日	日野郡二部村福岡畑池	二部村	午後一時至九時
檢診月日	檢診場所	檢診區域	牽付時刻

00055

五月十一日	同	福居	同	同	午前九時
五月十二日	同	溝口町金屋谷	同	溝口町	午前九時
五月十三日	同	中祖	同	同	午前九時
五月十四日	同	溝口町	同	同	午前九時
五月十五日	同	八郷村丸山	同	八郷村	午前九時
五月十七日	同	真野	同	同	午前九時
五月十八日	同	日光村添谷	同	日光村	午前九時
五月十九日	同	富江	同	同	同
五月二十日	同	吉原	同	同	同
五月二十一日	同	米澤村下蚊屋	同	米澤村	午前十時
五月二十二日	同	美用	同	同	午前九時
五月二十四日	同	宮市	同	同	同
五月二十五日	同	貝田	同	同	同

00056

同	同	江尾村江尾	同	江尾村	午後一時
五月二十六日	同	佐川	同	同	午前九時
五月二十七日	同	神奈川村俣野	同	神奈川村	同
五月二十八日	同	洲ヶ崎	同	同	同
五月二十九日	同	根雨町板井原	同	根雨町	午前九時
五月三十一日	同	真住	同	同	午前九時

鳥取縣告示第二百七十二號

氣高郡 逢坂村殿 小鷺河村小別所 耕地整理組合設計書變更ノ件認可セリ

昭和十二年四月二十八日

鳥取縣知事 立田清辰

鳥取縣告示第二百七十三號

當管内ニ於ケル保險醫中左ノ通異動アリタリ

昭和十二年四月二十八日

鳥取縣知事 立田清辰

診 療 所 々 在 地	氏 名	異 動 事 項	異 動 年 月 日
鳥取市西町 日本赤十字社鳥取支部病院内	矢野俊男	縣外轉出	昭和十二年 三月三十一日

◆鳥取縣告示第二百七十四號

市街地建築物法施行細則第二十五條ニ依リ左ノ通建築物建築ノ件許可セリ

昭和十二年四月二十八日

- 鳥取縣知事 立 田 清 辰
- 一 建築主ノ住所氏名 氣高郡大郷村大字六反田七〇番地 福 田 常 治
 - 一 建築物ノ所在地 鳥取市東品治町八十三番地ノ一
 - 一 建築物ノ用途 住宅兼店舗
 - 一 構造 種 別 木造屋根瓦葺二階建
 - 一 建築物ノ面積 建築面積 七九、四九 平方米
突出セル部分 一八、〇三 平方米
 - 一 命 令 事 項

00058

00057

- 一 本建築物ノ存續期限ハ都市計劃事業實施迄トス
 - 一 前項ノ存續期限滿了ノ時ハ都村計劃事業實施者ノ指定スル期日内ニ無償ニテ本建築物ヲ除却スベシ
 - 一 本建築物ヲ他人へ讓渡シタル場合ハ十以日内ニ届出ヅベシ
 - 一 知事必要アリト認ムルトキハ本命令書ノ條項ヲ増減若ハ變更スルコトアルベシ
- ◆鳥取縣告示第二百七十五號
- 市街地建築物法施行細則第二十五條ニ依リ左ノ通假設建築物建築ノ件許可セリ
- 昭和十二年四月二十八日

- 鳥取縣知事 立 田 清 辰
- 一 建築主ノ住所氏名 鳥取市江崎町三十六番地 八 田 伊 勝
 - 一 建築物ノ所在地 鳥取市新町五十一番地ノ一
 - 一 用 途 住 宅
 - 一 構造 種 別 屋根瓦葺二階建

- 一 建築物ノ面積
 - 建築面積 九〇、五一四 平方米
 - 突出セル部分 四四、八五八 平方米
- 一 命令事項
 - 一 本建築物ノ存續期限ハ都市計劃事業實施迄トス
 - 一 前項ノ存續期限滿了ノ時ハ都市計劃事業實施者ノ指定スル期日内ニ無償ニテ本建築物ヲ除却スベシ
 - 一 本建築物ヲ他人ヘ讓渡シタル場合ハ十日以内ニ届出ヅベシ
 - 一 知事必要アリト認ムルトキハ本命令書ノ條項ヲ増減若ハ變更スルコトアルベシ

彙報

四月二十八日發行官報附錄「週報」掲載内容左記ノ通り

週報第二十八號掲載内容

- 一 地方工業化に就て (商工省 工務局)
- 一 揮發油及アルコール混用法に就て (商工省 鑛山局)
- 一 前回總選舉に於ける府縣別投票率 (内閣統計局)

一(國際時事解説)一

一 國際労働會議に就て (外務省 情報部)

- 一 本籍氏名 行旅死 亡人 (不詳生前自稱福井縣)
- 二 性別 男
- 三 年齢 五十才前後(推定)
- 四 身長 四尺八寸
- 五 顔貌 小ニシテ角張、高額眉毛濃、鼻低ク先下リ口大ニシテ唇厚耳目共ニ普通、顎尖リヒゲ亂生ス
- 六 頭髪 二寸五分位ニシテ斬髪シタル模様ナシ黒色ニシテ白毛混ジル
- 七 齒 上前齒ナク奥齒アリ、下前齒二枚アリ奥齒三枚アリ
- 八 足 右足膝關節リユウマチスヲ病ヒタル様子ナリ
- 九 着衣 綿シャツ一枚、古洋服一枚、綿入一枚、股引二枚何レモ古ク破レタルモノヲ着ス
- 一〇 所持品 綿シャツ一枚半毛ジャケット一枚(破レタルモノ)細綿袷一枚何レモ古キモノ

カバン二個(其ノ中二三日分位ノ食料ヲ有ス何レモ他人ヨリ與ヘラレタモノ、
 金三十九錢)ヤカン一個茶腕一個
 一 其他
 ゴム足袋ヲ穿ツ、死因ハ身體ノ衰弱ト凍ノ爲ト推定サル、乞食、精神異狀ア
 リタル様子

昭和十二年三月二十七日午前八時半白川村方面ヨリ莊川村ニ運バルニ付同日
 午前十一時半本村ニ於テ假埋葬ス

右心當リノ向ハ岐阜縣當該村長ニ照會セラレタシ

昭和十二年四月二十八日印刷
 昭和十二年四月二十八日發行

發行者 鳥取縣鳥取市町
 鳥取縣鳥取市町
 鳥取縣氣高郡大正村大字古海
 印刷所 鳥取刑務支所